

平成25年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペン(鉛筆は不可)またはボールペンを使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定及び判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 会社法上認められている会社は、株式会社と合同会社に限定されている。
2. 会計参与設置会社とは、会計参与を置く株式会社をいう。
3. 大会社とは、定款で株式の譲渡についての制限を定めていない株式会社である。
4. 会社法上の会社であったとしても、必ずしも法人格は有するとは限らない。
5. 株式会社では、株主が一人しかいない、いわゆる一人会社は認められていない。

第2問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の設立方法としては、唯一発起設立のみが認められており、発起人以外に株式を募集する方法は許されていない。
2. 株式会社の変態設立事項には、発起人が受ける報酬その他の特別の利益が含まれる。
3. 発起人は、設立時発行株式の引受け後、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又は財産の全部を給付しなければならない。
4. 民法の虚偽表示の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用されない。
5. 株式会社が不成立の場合、発起人は連帯して責任を負い、設立に関して支出した費用を負担する。

第3問 株式及び株主等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 譲渡制限株式とは、株式会社が株式の内容として一定の事由が生じたことを条件として取得できる株式である。
2. 株券喪失登録がされた株券は、登録日に直ちに無効となる。
3. 最高裁判所の判例によれば、会社と株主との間の契約は、たとえ株主平等原則に違反するものであったとしても有効である。
4. 単元株式数を定める場合、取締役は単元株式数を定める定款の変更を目的とする株主総会において、必要とする理由を説明しなければならない。
5. 新株予約権には、譲渡制限を付すことは一切できない。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主総会は、例外なく、招集のための手続を経ることなく開催することはできない。
2. 株主は原則として、その有する株式1株につき1個の議決権を有する。
3. 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。
4. 株式会社は、株主総会の日から10年間、議事録をその本店に備え置かなければならない。
5. 取締役は、株主総会において株主から説明を求められた場合でも、正当な理由があれば説明を拒むことができる。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 公開会社の取締役の任期は、原則として選任後4年以内に終了する定時株主総会の終結の時までである。
2. 取締役会設置会社を除き、取締役は原則として、株式会社の業務を執行する。
3. 最高裁判所の判例によれば、役員に対する退職慰労金は、職務執行の対価として支給されるものであっても、報酬規制に含まれない。
4. 株式会社と取締役との間の利益相反取引規制の対象には、直接取引は含まれるが、間接取引は除外されている。
5. 取締役が第三者に対して損害賠償責任を負うための要件は、職務上の故意又は過失があったとき、である。

第6問 代表取締役及び取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（委員会設置会社は除く）。

1. 表見代表取締役となりうる名称は、社長のみであり、副社長等は除外されている。
2. 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
3. 取締役会は、支配人その他の重要な使用人の選任を、個々の取締役に委任できない。
4. 招集権者以外の取締役であっても、招集権者に対して取締役会の招集を請求することはできる。
5. 取締役は、代理人によって取締役会に参加することはできない。

第7問 監査役及び会計監査人等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役は、その子会社の財産状況の調査をすることは許されていない。
2. 監査役は、原則として取締役会に出席する必要はない。
3. 会計参与は、会計参与報告を作成しなければならない。
4. 会計監査人は、株式会社の計算書類を監査するが、その附属明細書までは監査対象とならない。
5. 会計監査人が、支配人その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることは許されていない。

第8問 株式会社の計算及び社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 取締役会設置会社において取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、計算書類及び事業報告を提供しなければならない。
2. 会計監査人設置会社については、一定の要件に該当する場合には、計算書類の内容を定時株主総会に報告すれば足り、その承認を要しない。
3. 株式会社は、当事業年度に係る計算書類等を5年間、その本店に備え置かなければならない。
4. 株式会社が資本金の額を減少する場合、原則として債権者の異議手続が必要になる。
5. 社債管理者は、自由にいつでも辞任することができる。

第9問 会社の組織再編について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式会社が事業譲渡等をする場合には、必ず債権者の異議手続をしなければならない。
2. 株式会社が合併をする場合、合併の対価は株式のみに限定されている。
3. 吸収分割では、会社の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の会社に承継させることができる。
4. 株式交換では、新たに設立される株式会社又は合同会社が親会社になる。
5. 株式移転では、反対株主に株式買取請求権は認められていない。

第10問 持分会社の設立及び管理等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 設立しようとする持分会社が合同会社である場合、定款には社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。
2. 有限責任社員には、持分会社の業務を執行することが一切許されていない。
3. 業務を執行する社員は、原則として持分会社を代表する。
4. 各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
5. 持分会社は、各事業年度に係る計算書類を作成しなければならない。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

社債とは、当該会社を債務者とする（ ）であって、償還されるものをいう。

1. 金銭債権
2. 現物出資財産
3. 出資の証書
4. 配当に係る財産
5. デリバティブ

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、何人に対しても、（ ）の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない。

1. 取締役
2. 債権者
3. 企業グループ
4. 株主
5. 各委員会

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

取締役は、株主の数が（ ）以上である場合には、書面によって議決権を行使できる事項（書面投票制度）を定めなければならない。

1. 50人
2. 80人
3. 150人
4. 350人
5. 1000人

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社と役員及び会計監査人との関係は、（ ）に関する規定に従う。

1. 委任
2. 従業員規約
3. 雇用
4. 請負
5. 事務管理

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社の株式交換の無効の訴えは、効力発生日から（ ）以内に提起しなければならない。

1. 30日
2. 6か月
3. 3年
4. 5年
5. 10年

【民事訴訟法】

問1 貸金返還請求、交通事故による損害賠償請求などの民事の財産権上の紛争を解決するために利用しえない手続を1つ選びなさい。

- 1 訴訟
- 2 和解
- 3 調停
- 4 審判
- 5 仲裁

問2 訴えの提起に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 訴えは必ず訴状を第一審裁判所に提出して提起しなければならない。
- 2 請求の趣旨と請求の原因は訴状の必要的記載事項であるから、請求の原因の記載が欠けた訴状を適式な訴状ということはない。
- 3 訴えによる時効中断の効果は、訴状が被告に送達された時に生ずる。
- 4 訴えの提起があった場合には、裁判所は、口頭弁論期日を指定し、呼出状を当事者に送達して呼び出さなければならない。
- 5 裁判長が訴状に貼る印紙の不足分の補正を命じたにもかかわらず原告が従わないために訴状を却下した命令に対しては、即時抗告をすることができる。

問3 法人の代表者に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 法人代表者は訴状の必要的記載事項ではない。
- 2 法人の代表者に対する送達は、代表者の住所や居所においてすることができる。
- 3 判例によれば、法人の代表者の訴訟行為には実体法上の表見法理に関する規定は類推適用されない。
- 4 法人の代表権のない者のした訴訟行為であっても、代表権のある者の追認があれば、訴訟行為の時に遡ってその効力を生ずる。
- 5 裁判官が法人の代表者の配偶者である場合、当該裁判官はその法人を当事者とする訴訟から除斥される。

問4 重複訴訟の禁止に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 AがBに代位してCに対して提起した貸金返還請求訴訟の係属中に、BがCに対して提起した同一債権に関する貸金返還請求の別訴は、重複訴訟の禁止に触れる。
- 2 重複訴訟の禁止に触れるか否かは、裁判所としては被告の指摘を待って取り上げれば足りる。
- 3 AがBに対して提起した甲不動産の所有権確認訴訟の係属中に、CがAに対して提起した同一不動産の所有権確認の別訴は、重複訴訟の禁止に触れない。
- 4 AがBに対して提起した貸金債務不存在確認訴訟の係属中に、BがAに対して提起した同一貸金に関する貸金返還請求の反訴は、重複訴訟の禁止に触れる。
- 5 AがBに対して提起した貸金返還請求訴訟の係属中に、BがAに対して提起した同一債権に関する債務不存在確認の訴えは、重複訴訟の禁止に触れる。

問5 次の合意のうち、許されないものを1つ選びなさい。

- 1 訴訟上、ある特定の事実を争わない旨の当事者間の合意
- 2 原告が訴えを取り下げる旨の当事者間の合意
- 3 離婚訴訟の管轄裁判所を妻の住所地の家庭裁判所とする旨の夫婦間の合意
- 4 第一回口頭弁論期日を変更する旨の当事者間の合意
- 5 訴訟上、ある特定の事実の証明のために証人尋問の方法は用いないとの当事者間の合意

問6 釈明に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 裁判長が、口頭弁論の期日外において釈明権を行使したときは、必ずその内容を相手方当事者に通知しなければならない。
- 2 裁判長が、口頭弁論期日外において釈明のための処置をする場合には、裁判所書記官に命じて行わせることができる。
- 3 行き過ぎた釈明に応じて当事者が行った訴訟行為であっても無効とはならない。
- 4 陪席裁判官は、裁判長に告げた上でなければ、釈明権を行使することはできない。
- 5 当事者は、口頭弁論の期日または期日外において、裁判長に対して必要な発問を求めることができる。

問7 文書提出命令に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 文書の趣旨・表示や文書の所持者を明らかにすることが著しく困難であるときは、申立てに係る文書やその所持者を識別できる事項を明らかにするだけで、文書提出命令の申立てをすることができる。
- 2 裁判所は、申立てに係る文書が利益文書または法律関係文書に該当するか否かを判断するために必要であると認めるときは、インカメラ手続を利用することができる。
- 3 判例によれば、銀行は、原則として、貸出稟議書の提出義務を負わない。
- 4 当事者が提出を命ぜられた文書を提出しないと、裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 5 第三者が提出を命ぜられた文書を提出しないと、罰金に処せられる。

問8 判例を前提とした場合に、自白の対象になるものを1つ選びなさい。

- 1 間接事実
- 2 主要事実
- 3 経験則
- 4 補助事実
- 5 外国法、慣習法

問9 証明責任に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 証明責任を負う当事者の立証活動を本証とよぶ。
- 2 相手方が証明責任を負う事実を否定する陳述を否認とよぶ。
- 3 証明責任を負わない当事者は、立証活動をする必要がない。
- 4 証明責任の所在は、当事者が立証活動を行うにつれて移動することはない。
- 5 法律上の推定は、本来の要証事実についての証明責任の転換をとまなう。

問 10 判決に関する次の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 判決の理由に食い違いがあることは、絶対的上告理由に該当する。
- 2 主要事実であっても、それが請求を明らかにするものでなく、また主文が正当であることを示すために必要な主張でもなければ、判決書に摘示しなくてもよい。
- 3 判決に法令違反があるときは、裁判所はいつでも更正決定をすることができる。
- 4 請求の一部について判断を脱漏した判決に控訴が提起された後では、第1審裁判所は、脱漏部分について追加判決をすることができない。
- 5 合議体で判決内容についての評議が終了した後に、評議に関与した裁判官の一人が判決書に書名押印することができなくなっても、判決の成立は妨げられない。

問 11 請求の放棄・認諾に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 和解期日において、請求の放棄をすることができる。
- 2 口頭弁論期日に相手方が出頭していない場合は、請求の認諾をすることができない。
- 3 受命裁判官が行っている弁論準備手続の期日において、請求の放棄をすることができる。
- 4 請求の認諾は、相手方が反対給付を履行することを条件にしてすることはできない。
- 5 請求の放棄は、1個の金銭債権の一部についてすることができる。

問 12 仮執行宣言に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 財産権上の請求でないものについては仮執行宣言を付すことはできない。
- 2 手形判決では仮執行宣言は必要的である。
- 3 上級審で本案判決が覆ると、原状回復ができる。
- 4 当事者の申立てがなくても、職権で仮執行宣言を付すことができる。
- 5 仮執行宣言に基づく（仮執行宣言付き判決等を債務名義とする）強制執行は、差押えの段階にとどまり、換価・満足までいくことはない。

問 13 同一訴訟手続において複数の請求を審判対象とする場合に関する以下の記述のうち、誤っているものを2つ選びなさい。

- 1 数個の請求について審判を求める1つの訴えを提起するには、その請求の基礎が同じでなければならない。
- 2 離婚の請求と、その離婚請求の原因である事実によって生じた損害賠償請求とは、家庭裁判所に対する1つの訴えであることができる。
- 3 同一の相手方に対して、貸金債権と、それとは無関係に成立した売買代金債権とを有する者は、当初から1つの訴えでこれらの貸金の返還と売買代金の支払いを求めることができる。
- 4 同一の株式会社について、その設立無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論・裁判は併合してしなければならない。
- 5 訴えの変更及び反訴の提起は、攻撃防御方法の提出ではないので、訴訟手続を著しく遅滞させることを理由に不適法とされることはない。

問 14 上訴に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 最高裁判所に対する上告は、憲法違反または最高裁判所判例違反を理由とする場合に限り、することができる。
- 2 上告裁判所は、上告状その他の書類で、上告を理由がないと認めるときは、口頭弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。
- 3 中間判決に対しては、中間の争いを早期に確定するために、独立して控訴を提起することができる。
- 4 控訴の提起は、控訴状を第1審裁判所または控訴裁判所に提出してしなければならない。
- 5 控訴人は、控訴審の終局判決があるまで控訴を取り下げることができるが、被控訴人が附帯控訴をしている場合には、取下げにより被控訴人に不利益を与えることになるので、控訴の取下げについて被控訴人の同意を得る必要がある。

問 15 補助参加に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 補助参加の申出は、参加的効力が及ぶ被参加人の同意がなければ、取り下げることはできない。
- 2 補助参加人は、参加後は証人になることはできない。
- 3 判決が確定した後でも、補助参加の申出とともに再審の訴えを提起することができる。
- 4 補助参加人のする訴訟行為は、被参加人に有利なものでなければ効力を生じない。
- 5 友人として手助けしたいことを補助参加の理由とする場合、裁判所は、当事者の異議がなくても、参加を許さない旨の裁判をすることができる。

【刑事訴訟法】

【No. 1】 逮捕状の発付についての以下の記述のうち、正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) 逮捕状は検察事務官の請求により、検察官がこれを発する。
- (2) 逮捕状は司法警察職員の請求により、検察官がこれを発する。
- (3) 逮捕状は検察事務官及び司法警察員の請求により、検察官がこれを発する。
- (4) 逮捕状は検察事務官及び司法警察職員の請求により、裁判官がこれを発する。
- (5) 逮捕状は検察官及び司法警察員の請求により、裁判官がこれを発する。

【No. 2】 被疑者の勾留についての以下の記述のうち、正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) 勾留の要件としては①被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があること、②住居不定、③罪証隠滅のおそれ、④逃亡のおそれのいずれにも該当することが必要である。
- (2) 勾留のための手続として、被疑者を逮捕した司法警察員の請求が必要である。
- (3) 勾留のための手続である勾留質問では、検察官が被疑者に対し被疑事実を告げて、これに対する陳述を聞く。
- (4) 裁判官は、勾留の理由がないと認めるときは、勾留請求を却下する。
- (5) 裁判官は、勾留の理由があるときは勾留状を発するが、その執行は裁判官の指揮により検察事務官、司法警察職員または刑事施設職員が行なう。

【No. 3】 刑事訴訟手続の流れについての以下の記述のうち、正しいものを1つ選べ（2点）。

- (1) 犯罪の発生(その疑い) → 捜査 → 公判および裁判 → 公訴の提起 → 上訴 → 刑の執行
- (2) 犯罪の発生(その疑い) → 捜査 → 公訴の提起 → 公判および裁判 → 上訴 → 刑の執行
- (3) 犯罪の発生(その疑い) → 公訴の提起 → 捜査 → 上訴 → 公判および裁判 → 刑の執行

- (4) 犯罪の発生(その疑い) → 公訴の提起 → 公判および裁判 → 上訴 → 捜査 → 刑の執行
- (5) 犯罪の発生(その疑い) → 捜査 → 公訴の提起 → 上訴 → 公判および裁判 → 刑の執行

【No. 4】 令状による捜索・差押えについての以下の記述のうち、正しいものを1つ選べ。但し、争いのある場合には最高裁判所の判例の立場による。(3点)

- (1) 令状は、処分を受ける者に対し、必ず執行着手前に呈示しなければならない。
- (2) 日出前、日没後には令状に夜間でも執行できる旨の記載がなければ、公開の場所においても、その処分をすることはできない。
- (3) 令状の執行中においても、同所に居住する者については出入禁止の措置をとることはできない。
- (4) 令状の執行について、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分を行う場合には、さらにその処分を許可する旨の令状を得て行わなければならない。
- (5) 令状の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終わるまでその場所を閉鎖し又は看守者を置くことができる。

【No. 5】 現行刑事訴訟制度において採用されている公訴提起の基本原則について誤っているものを1つ選べ(2点)。

- (1) 国家訴追主義
- (2) 起訴選別主義
- (3) 裁判官処分主義
- (4) 起訴便宜主義
- (5) 起訴独占主義

【No. 6】公訴の提起についての以下の記述のうち、誤っているものを1つ選べ。(3点)

- (1) 起訴状には、被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項、公訴事実、罪名を記載しなければならない。
- (2) 公訴事実、訴因を明示してこれを記載しなければならない。
- (3) 罪名は罰条を示してこれを記載しなければならないが、同記載の誤りは被告人の防禦に実質的な不利益を生ずるおそれがない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。
- (4) 数個の訴因及び罰条について、予備的に又は択一的にこれを記載することはできない。
- (5) 起訴状には、裁判官に予断を生ぜしめるおそれのある書類を添付することはできない。

【No. 7】 以下は、自白に関する記述である。アイウエオの空欄に入る語の組み合わせとして正しいものを1つ選べ。憲法、刑事訴訟法は本問冊子の末尾を参照のこと(2点)。

自白の 法則の根拠として①虚偽排除説、② 、③ が三説対立している。これは基本的に ないし の条文の解釈に関する対立である。ただ、このうち をとった場合は、前記条文をこえて されるべき自白があるかの問題となる。

- (1) ア 認容 イ 人権擁護説 ウ 違法排除説 エ 憲法38条1項
オ 刑事訴訟法319条2項
- (2) ア 認容 イ 違法排除説 ウ 人権擁護説 エ 憲法38条1項
オ 刑事訴訟法319条2項
- (3) ア 排除 イ 違法排除説 ウ 人権擁護説 エ 憲法38条2項
オ 刑事訴訟法319条2項
- (4) ア 排除 イ 人権擁護説 ウ 違法排除説 エ 憲法38条2項
オ 刑事訴訟法319条1項
- (5) ア 排除 イ 違法排除説 ウ 人権擁護説 エ 憲法38条2項
オ 刑事訴訟法319条1項

【No. 8】 刑事訴訟法 321 条の規定についての以下の記述のうち正しいものを 1 つ選べ。但し、争いのある場合は最高裁判所の判例の立場による。刑事訴訟法は本問冊子の末尾を参照のこと（3 点）。

- (1) 共犯である共同被告人の検察官に対する供述調書は、被告人に対する関係では本条 1 項 2 号の書面である。
- (2) 本条の「被告人以外の者が作成した供述書」には、署名もしくは押印が必要である。
- (3) 「裁判官の面前における供述を録取した書面」には、被告人以外の者に対する事件の公判調書中同人の被告人としての供述を録取した部分を含まない。
- (4) 捜査機関が任意処分として行う実況見分の結果を記載した書面は、本条 1 項 3 号の書面である。
- (5) 捜査機関の囑託にもとづく鑑定書には本条 4 項は準用されない。

【No. 9】 証拠に関する以下の記述のうち、誤っているものを 1 つ選べ（3 点）。

- (1) 要証事実を直接証明する証拠を直接証拠といい、自白や目撃証言等がこれに当たる。
これに対し、要証事実が一定の事実を介して認定される場合の一定の事実を間接事実といい、その間接事実を証明する証拠を間接証拠という。
- (2) 要証事実の存否の証明に向けられた証拠を実質証拠といい、そのような証拠の証明力に影響を及ぼす事実を補助証拠という。
- (3) 挙証責任を負う側の提出する証拠を本証といい、その相手方が提出するものを反証という。
- (4) 一定の資料が証拠となりうる資格を証明力といい、事実認定のための証拠の価値を証拠能力という。
- (5) 証拠方法に関して、その性質によって人証と物証に、証拠調べの方式によって証人・証拠書類・証拠物に分類される。

【No. 10】 公判の裁判についてのア～オの記述で正しいものの組み合わせを1つ選べ(3点)。

- ア 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき — 免訴の判決
 - イ 被告人に対して裁判権を有しないとき — 公訴棄却の決定
 - ウ 起訴状に記載された事実が真実であっても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき — 公訴棄却の判決
 - エ 大赦があったとき — 刑の免除の判決
 - オ 公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき — 公訴棄却の判決
- (1)アイ (2)アオ (3)イエ (4)ウエ (5)イオ

【No. 11】 公判手続についての以下の記述のうち、正しいものを1つ選べ(2点)。

- (1) 公判期日における訴訟の指揮は裁判所がこれを行う。
- (2) 証拠調べが終わった後、検察官および弁護人は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。
- (3) 証拠調べのはじめに、検察官は証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。
- (4) 検察官、被告人又は弁護人は証拠調べを請求することができ、裁判所は、同請求のない限り、職権で証拠調べをすることができない。
- (5) 公判廷においては、何らの理由があろうとも被告人の身体を拘束してはならない。

【No. 12】 上訴についての以下の記述のうち、正しいものを1つ選べ(3点)。

- (1) 上訴の提起期間は判決書の送達を受けた日から進行する。
- (2) 被告人は上訴の放棄又は取下げをすることができるが、死刑又は無期の懲役もしくは禁錮に処する判決に対する上訴は放棄することができない。
- (3) 上訴は裁判の一部に対してはすることができない。
- (4) 原審における弁護人は、被告人のため書面による被告人の同意を得て上訴することができる。
- (5) 被告人の法定代理人は被告人の明示の意思に反しても上訴することができる。

【No. 13】 公訴前整理手続についての以下の記述のうち、誤っているものを1つ選べ(2点)。

- (1) 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければ手続を行うことはできない。
- (2) 公判前整理手続に被告人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことはできない。
- (3) 公判前整理手続期日は、これを検察官、被告人及び弁護人に通知しなければならない。
- (4) 公判前整理手続において被告人に弁護人がないときは、裁判長は職権で弁護人を付さなければならない。
- (5) 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

【No. 14】 公訴事実の同一性についての以下の記述のうち、誤っているものを1つ選べ。但し、争いのある場合は最高裁判所の判例の立場による(4点)。

- (1) 「Xは公務員Yと共謀の上、Yの職務に関し、Zから賄賂を收受した」という収賂の共同正犯の訴因から「Xは、Zと共謀の上、Yの職務に関し、Yに対して賄賂を供与した」という贈賄の共同正犯の訴因への変更は、金員の提供者Zと收受者Yが同一であり、授受の日時、場所、金額も同一もしくは近似しているとしても、Xが賄賂の授受に関与したという基本的事実は同一とはいえず、公訴事実の同一性の範囲内にはない。
- (2) 10月14日ころの神奈川県内における窃盗と同月19日ころの東京都内における盗品(神奈川県内の窃盗の客体)の有償処分あっせんの訴因は、ともにAの窃取された同人所有の背広1着に関するものであり、これに関するXの所為が窃盗か、事後における有償の処分のあっせんであるかという点に差異があるにすぎない。両者は、罪質上密接な関係があるばかりでなく、日時の先後及び場所の地理的關係とその双方の近接性に鑑みれば、一方の犯罪が認められるときは他方の犯罪の成立を認め得ない関係にあり、両訴因は基本的事実関係を同じくするもので公訴事実の同一性の範囲内に属する。
- (3) 覚せい剤使用罪の当初の訴因と、訴因変更後の訴因の間で覚せい剤の使用時間、場所、方法について多少の差異があっても、いずれもXの尿中から検出された同

一覚せい剤の使用行為に関するものであって、事実上の共通性があり、両立しない関係にあると認められる場合には、基本的事実関係において同一であるということができ、公訴事実の同一性の範囲内に属する。

- (4) 現住建造物放火幫助の事実と失火の事実とが、X に対する同一日時場所における同一客体の焼損に関するものである場合、社会的・歴史的事実は同一で基本的事実関係を同じくするものといえ、公訴事実の同一性の範囲内に属する。
- (5) X が、「平成24年12月30日、自宅で、A が多摩市内の倉庫からテレビ20台を窃取するに際して、同人にトラック1台を貸与して幫助した」との窃盜幫助の事実と「同年12月31日、自宅において、A から、同人が窃取してきたものであると知りながら、テレビ20台を金20万円で買い受けた」との盜品有償譲り受けの事実とは、窃盜の幫助をした物が、正犯の窃取した財物を、盜品と知りながら買い受けた場合であり、窃盜幫助の外、盜品等有償譲り受けの罪が別個成立し、両者は併合罪の関係にあるので両事実は公訴事実の同一性を欠く。

【No. 15】 刑事訴訟法309条の異議の申立てについての以下の記述のうち、誤っているものを1つ選べ（4点）。

- (1) 法309条1項及び2項の異議の申立ては、法令の違反があること又は相当でないことを理由としてこれをすることができる。
- (2) 不適法な異議の申立ては、決定で却下しなければならない。
- (3) 異議の申立てを理由がないと認めるときは、決定で棄却しなければならない。
- (4) 異議の申立てについて決定があったときは、その決定で判断された事項については、重ねて異議を申し立てることができない。
- (5) 取り調べた証拠が証拠とすることができないものであることを理由とする異議の申立てを理由があると認めるときは、その証拠の全部または一部を排除する決定をしなければならない。

憲法

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- ② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

刑事訴訟法

第 309 条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調に関し異議を申し立てることができる。

- ② 検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。
- ③ 裁判所は、前 2 項の申立について決定をしなければならない。

第 319 条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

- ② 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。
- ③ 前 2 項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第 321 条 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。

- 一 裁判官の面前（第 157 条の 4 第 1 項に規定する方法による場合を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。
- 二 検察官の面前における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精

神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る。

三 前 2 号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき状況の下にされたものであるときに限る。

- ② 被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を録取した書面又は裁判所若しくは裁判官の検証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。
- ③ 検察官、検察事務官又は司法警察職員の検証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときは、第 1 項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。
- ④ 鑑定経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。